

栃木市保育園・認定こども園給食調理業務委託契約書

- 1 業務委託の名称 栃木市保育園・認定こども園給食調理業務委託
(都賀・西方地域)
- 2 業 務 場 所 栃木市都賀よつば保育園外1園
- 3 契 約 期 間 契約締結の日から令和11年3月31日まで
- 4 業 務 委 託 料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

上記の業務委託について、栃木市を発注者とし、を
受注者として、次の条項により業務委託契約を締結する。

この業務委託契約書は、3通作成し、発注者、受注者、履行保証人ともに記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年12月 日

発注者 栃木県栃木市万町9番25号
 栃木市
 栃木市長 大川 秀子 印

受注者
住 所
商号又は名称
代表者

履行保証人
住 所
商号又は名称
代表者

(契約の目的)

第1条 本契約は、栃木市都賀よつば保育園、栃木市認定西方なかよしこども園（以下「保育園等」という。）における給食調理業務（以下「委託業務」という。）を安全かつ円滑に実施することを目的とする。

(委託業務の内容)

第2条 発注者は、保育園等における委託業務に関し、次の各号に掲げる業務を受注者に委託する。

- (1) 食材納入
- (2) 調理
- (3) 盛付け及び後片付け
- (4) 施設管理
- (5) 衛生管理
- (6) 労働安全衛生
- (7) 食育推進

(8) 前各号に付帯する業務、その他栃木市保育園・認定こども園給食調理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に明記された必要な業務

(受託業務の実施方法)

第3条 受注者は、保育園等において、発注者の提供する給食施設、設備器具、電気、ガス、灯油、上下水道及び食材を使用し、発注者の指定する仕様書に従い、受託業務を行うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第4条 受注者は、この契約により生じる権利または業務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、委託の全部を一括して、又は発注者が仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(委託料)

第6条 発注者は、第2条に規定する業務の委託料として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を受注者に支払うものとする。

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
委 託 料	円	円	円

(関係法規の遵守)

第7条 受注者は、受託業務の実施にあたっては、法令、食品及び公衆衛生に関する関係法規、通達を遵守しなければならない。

(契約保証金)

第8条 入札公告のとおりとする。

(履行保証人)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、履行保証人に対し、委託業務を履行すべきことを請求することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により、期間内に業務完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、そのことにより契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 履行保証人は、前項の請求があったときは、第4条の規定にかかわらず、この契約に基づく受注者の権利及び義務を継承する。

(受託業務の調査等)

第10条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対し委託業務の処理状況について立入調査、または報告を求めることができる。

(業務履行の確保)

第11条 受注者は、不測の事態が発生し、業務の履行が不可能となる恐れがあると認められる場合は、直ちに発注者に届出し、発注者の指示を受けたいえ、正常な業務の履行を確保するよう努めなければならない。

(業務責任者等の設置)

第12条 受注者は、受託業務を実施する保育園等において仕様書で定める業務責任者及び業務副責任者を置かなければならない。

(受注者の負担する経費)

第13条 仕様書で定める経費は、受注者の負担とする。

2 その他、仕様書等に明示されていない事項であっても、受託者の負担とすることが適当と認められる経費は、受注者の負担とする。

(衛生管理)

第14条 受注者は、業務従事者の健康管理及び衛生管理には万全を期さなければならない。

2 受注者は、業務従事者のうち1名を衛生管理責任者として、保育園におかなければならない。

3 衛生管理責任者は、第12条に定める業務責任者を兼ねることができる。

(一般注意義務)

第15条 受注者は、業務の履行にあたり、保育園等の施設、設備、器具及び食品を事前に点検し、業務に支障をきたすと判断される瑕疵を発見した場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

2 受注者は、保育園等の施設、設備、器具及び食材の使用については善良な管理者としての注意義務を負うものとする。

3 受託業務の実施に関して、業務従事者に事故が発生した場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(検査)

第16条 受注者は、受託業務履行の結果について、仕様書及び指示書に基づく園長の検査を業務責任者の立会いのもとに受けるものとする。

2 受注者は、前項の検査の結果、不合格と認められた場合は、園長の指示に従い、受注者の責任において手直しするものとする。

(調理業務完了報告)

第17条 受注者は、1日の業務の終了に際し、調理業務完了報告として給食日誌を園長に提出し、その確認を受けなければならない。

2 受注者は、発注者に対し毎月5日までに前月分の業務委託について受託業務完了届及び前項の調理業務完了確認書を提出し、発注者の承認を得なければならない。

(不履行に係わる契約金の返還)

第18条 受注者は、発注者の指定する日時に受託業務を履行しないとき、又は第16条第2項の手直しを履行しないときは、当該保育園等に係わる委託金額のうち履行されなかった日数に応じた額（対象保育園等の年間給食実施予定数を分母として日割り計算した額）を返還しなければならない。

(損害賠償責任)

第19条 委託業務の処理に関し受注者の責に帰すべき理由により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者の負担とするものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき理由による場合においては、発注者の負担とする。

(委託料の支払)

第20条 受注者は、発注者に対して第6条に定める金額のうち、12分の1に相当する金額を、履行月の翌月5日までに請求できるものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約の解除)

第21条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 受注者が、この契約に違反したとき。

(2) 受注者が、故意または重大な過失により、発注者に対して著しい損害を与えるなど受託者として不適当な行為があったとき。

(3) 受注者が、この契約を履行することができないと発注者が認めたとき。

- 2 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払うものとする。
- 3 第2項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合は、発注者は、その超過分につき損害を請求することができる。

(相殺)

第22条 発注者は、受注者から取得することができる金銭があるときは、受注者に対して支払うべき金額と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴する。

(秘密の保持)

第23条 受注者は、業務処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(協議)

第24条 本契約の各条項に疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項については、双方が誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

(遵守規定)

第25条 受注者は、この契約条項のほか、栃木市財務規則（平成22年規則第55号）を遵守するものとする。